

○ 松山市廃棄物処理施設審議会条例 施行規則

令和2年10月23日

規則第58号

(趣旨)

第1条 この規則は、松山市廃棄物処理施設審議会条例 (平成24年条例第42号) 第9条の規定に基づき、松山市廃棄物処理施設審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 審議会の議事録は、議事の概要を記した要点筆記により作成するものとする。

4 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(審議会の会議の特例)

第3条 会長は、必要と認めるときは、事前に審議の内容を記載した書面を委員に送付し、委員の意見及び賛否を書面で徴する形式(以下「書面形式」という。)により、審議会の会議を開催することができる。

(準用)

第4条 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、前条中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、廃棄物対策課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。